

経営報酬としての自己株式の無償供与 ——その会計問題——

岡部 孝好

(1) 株式による経営報酬の支払い

新事業を立ち上げるという理由で、資金の拠出を誘われることが少なくない。この場面でよく聞くのが、「お金はないが、知恵か労力なら大量に出資できる」という返答である。しかし、先進諸国ではどこでも、会社に対する知恵とか労力は「出資」の対象に含まれていない。それなのに、「新株予約権」とか「ストックオプション」という迂回路を経由すれば、その労務出資が許される場合が出てきそうである。これは、あってはならないことではなからうか。

会社へ出資できるのは金銭などの財産だけだと法律に決められていて、労働サービスを拠出する労務出資は許されていない。ところが、実際には労務出資に類似する取引形態が存在していて、アメリカにはかなり広範囲にこの労務出資類似取引が広がっていた実績がある。その典型的な事例は、経営報酬として自社の株式をタダで渡すというものである。

経営報酬として自社株式を引き渡す場合でも、その値段を事前に決めておいて、自社株式と交換に現金の払込みを求めることが少なくない。この場合の自社株式の許与はタダではなく、有償である。自社株式に対する払込価格を大幅に安くしておく、時価との差額が自社株式の取得者の利得になって、経営報酬としての意味をもつ。しかし、現金の払込みを求めるこのような経営報酬は自己株式の「有償譲渡」となるから、話がやや複雑になる。ここでは、自己株式の「無償交付」のケースだけに議論を限定することにしよう。

(2) 既発行自己株式の無償交付

会社が新事業を立ち上げるにあたり、敏腕の新経営者、P氏を招聘したとしよう。このP氏は専門知識を駆使して新事業を展開することになるが、P氏に対する経営報酬はこの会社の株式で支払われるという契約になっている。その報酬支払条項は「当期末までに業績水準をXXまでに引き上げたなら当社の株式100株を無償で供与する」というものである(当期末というのはあまりにも近すぎるが、複数の期間を跨がないことにして話を簡略にする)。

当期末になって実際に業績水準がXXに達したなら、会社は自社株100株をP氏に引き渡さな

なければならない。その際に会社が市場から既発行の自社株式 100 株を ¥5000 万円で買い入れ、この買い入れ自己株式を P 氏にタダで渡すのなら、会計処理はしごく簡単である。この場合には会社の金庫から現金 ¥5000 万円が出金されているから、会計帳簿には次のように記録すればよい。

(借) 株式報酬費用 ¥5000 万円 (貸) 現金 ¥5000 万円

ここで株主が変更されたという点は株主台帳の記録事項であり、会計帳簿には無関係である。会社の視点に立つと、既発行の自社株式の持ち手が一般株主から P 氏に変わっただけのことであり、これは単なる株主の名義変更事項にすぎない。

ここで P 氏へ株式報酬として特に自己株式を渡すと契約したのには、期末までに株価を引き上げてほしいという会社とその一般株主の願いが込められている。しかし、このインセンティブ効果をとりあえず棚上げにするとすれば、会社が市場から株式を現金 ¥5000 万円で買い取り、そのまま P 氏に手渡すのは、最初から現金 ¥5000 万円を P 氏に渡したのと同じである。上の仕訳は、この現金報酬支払いの考え方を端的に表現している。

(3) 新規発行株式の引渡し

経営報酬の支払いを自社株式方式にするにしても、現金払いと結果が同じであれば意味をなさない。そこで、実際には P 氏に渡す株式を既発行株式ではなく、新しい株式を発行してその新規発行株式にすることが多いが、この新株発行方式によるとガラリと違ったシナリオになってくる。期末に新規株式を発行価格ゼロで追加発行し、この新発行株式を P 氏に経営報酬として渡すと、会社は経費の負担を免れるが、その代わりに一般株主が経営報酬費用を負担することになる。

払込価格がゼロの新株式 100 株を発行する場合には、本来であれば、その新株は P 氏ではなく、旧株主全員に均等に分配されなければならない。無償新株の追加発行は株式分割と同じであり、旧株主に均等に配分しなければ株主平等原則に違反してしまう。もし原則通りに均等配分が行われたとすれば、一般の旧株主においては、新株の無償交付により各株主の持ち株数が増加するが、その代わりに 1 株の値打ちがその分だけ引き下げられる。株数が増えただけ株価の「水割り」(watering)が起こり、株価の中身が低下するのである。この現象が「希薄化」(dilution)であるが、株数の増加と希薄化の程度は正確に対応しているので、新株の無償交付は旧株主の富の状態に何の変化ももたらさない。

ところが、追加発行された新株 100 株が、経営報酬として P 氏に渡されるとどうなるであろうか。旧株主は新株式を受け取っておらず、希薄化分だけ富を失っている。旧株式の価値は目減りしているのに、旧株主ではこの価値の下落分が補填されていない。旧株主では、自分で受け取るべき 100 株の新株式を、P 氏にプレゼントしているのと同じ結果になっている。これは旧株主の犠牲において、P 氏に経営報酬を支払っているということにほかならない。

P 氏への経営報酬に対する会社の負担がゼロなのであれば、会社では株式報酬として会計帳

簿には何も記録しないというのが正当な会計処理になる。会社の経済状態に影響を与えていないのだから、何か特殊な会計処理を行う方が、不自然である。しかし、何も記録しないというこのやり方には強い批判がある。P氏に¥5000万円相当の自己株式が経営報酬として渡されているのに、この事実関係が無視されているというのである。

(4) 自己株式の受贈仮定法

P氏に渡した¥5000万円相当の新株式はたしかに経営報酬であり、会社の労務費用の一部である。しかし、その株式報酬費用を支払っているのは一般の旧株主であるから、この財源を考慮すると、会社の費用としては処理できない。そこで仮定法を採用することにすれば、旧株主が¥5000万円相当の新発行株式を会社に贈与したという想定が妥当になってくる。会社ではまず旧株主から受贈した新規発行の自己株式を株式受贈剰余金に計上する。そして、この株式受贈剰余金を資本剰余金の1種として取り扱おうと、それは旧株主に帰属する株主持分の一部になる。次に受贈された自己株式をP氏に引き渡し、そのときに株式報酬費用を認識する。仕訳で示せば、次のようになる。

(借) 自己株式	¥5000 万円	(貸) 株式受贈剰余金	¥5000 万円
(借) 株式報酬費用	¥5000 万円	(貸) 自己株式	¥5000 万円

ここで重要なことは、株式報酬に使われた自己株式を「抛出」したのが旧株主だという点である。旧株主は現金を抛出する代わりに新株式の受領権を提供したのであり、潜在的にもっていた新株式の受領権を、株式報酬用として会社に寄贈したとみなすのである。したがって、株式受贈剰余金は純資産の部に表示するだけでなく、その取崩しに強い制限を賦課することが必要とされる。

(5) 新株予約権とストックオプションへの適用

株式報酬の支払日を将来期日に定めると、その報酬支払契約は日本の会社法でいう「新株予約権」に当たる。また厳密な引渡条件を定めて、一定期間内に自社株式を購入できる権利を買い手の選択制にすると、その契約はストックオプションになる。新株予約権もストックオプションも、自己株式を有利な条件で譲渡する報酬支払方式であり、いまでは経営報酬制度として、わが国でも広く採用されているところである。

これらの株式報酬制度は新株の安値譲渡方式になっていて、その報酬受領時に時価より低い価格による代金の払込みが求められるのがふつうである。形の上では「有償譲渡」になっているが、時価からの割引額が大きく、この割引部分が「無償譲渡」となって、経営報酬の役割を果たすのである。このように発行価額の一部が有償とされている場合でも、その際の払込部分は「払込資本」として通常の増資と同様に処理されるから、会計上の問題は少ない。問題は新株の払込価額の一部または全部がゼロであり、新株が経営報酬としてタダで渡されているケースである。この新発行

株式の無償譲渡のケースには、次の点が重要である。

(1) 株式報酬費用を正確に記録するという理由で、無償譲渡株式の公正価値評価を行う点に特に問題があるわけではない。問題はその相手勘定であり、「払込資本」といった勘定科目を使うと、労務出資を公式に認めることになって、会計ルールに違反する。

(2) 株式報酬費用を正式に帳簿に記録する場合には、譲渡する自己株式の源泉を明らかにし、それが旧株主の拠出である場合には「株式受贈剰余金」といった貸方科目を使用し、旧株主の持分であることを明確にすべきである。経営報酬として譲渡された自己株式は、譲渡を受けた経営者(使用人)が出資したものではなく、旧株主が共同して拠出したものなのである。

(3) 「株式贈与剰余金」などの代わりに「新株予約権」などの勘定科目を使用する場合にも、その拠出者は旧株主であるという理解のもとに、受贈資本として合理的な会計処理を行なわなければならない。

(4) 株式報酬費用の相手勘定として適切な貸方勘定科目を設定できない場合には、株式報酬費用の認識そのものを見送るべきであろう。株式報酬費用の認識を見送ると、この費用はオフバランスになるが、その費用負担は実質的に旧株主に転嫁されているから、理論的整合性を失うことはない。

〈注〉この点にかんする現行会計基準については、次を参照されたい。

企業会計基準委員会、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成 17 年 12 月)。

企業会計基準委員会、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(平成 17 年 12 月)。

企業会計基準委員会、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成 17 年 12 月)。

企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(平成 17 年 12 月)。